

## 広島県「減らそう犯罪」推進会議規約の一部改正(案)について

## 1 改正内容

- (1) 「広島県住宅地産業四団体協議会」の名称変更。
- (2) 「国土交通省中国地方整備局広島国道事務所」における幹事会幹事の変更。

## 2 改正箇所

- (1) 第3条第1項による別紙1(第3条関係) ~ 推進会議委員関係
- (2) 第5条第4項による別紙2(第5条関係) ~ 幹事会幹事関係

## 3 規約改正(案)新旧対比表

現 行			改 正 (案)		
第3条 推進会議は、次に掲げる者により構成する。 (1) 別紙1に掲げる団体又は機関等の代表者等 (2) 広島県議会議員(警察・商工労働委員会委員長) (3) 学識経験者 (4) 学生の代表			第3条 推進会議は、次に掲げる者により構成する。 (1) 別紙1に掲げる団体又は機関等の代表者等 (2) 広島県議会議員(警察・商工労働委員会委員長) (3) 学識経験者 (4) 学生の代表		
別紙1(第3条関係)			別紙1(第3条関係)		
区 分	団体・機関等	備考	区 分	団体・機関等	備考
県 民	(略)		県 民	(略)	
事業者	広島県住宅地産業四団体協議会		事業者	広島県住宅地産業四団体協議会	
防犯ボランティア	(略)		防犯ボランティア	(略)	
学校・P.T.A	(略)		学校・P.T.A	(略)	
行政	市 町	(略)	行政	市 町	(略)
	広島県	(略)		広島県	(略)
	(略)			(略)	
	(略)			(略)	

現 行			改 正 (案)		
第5条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。			第5条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。		
2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって構成する。			2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって構成する。		
3 代表幹事は、広島県警本部生活安全部安全安心推進課長の職にある者をもって充てる。			3 代表幹事は、広島県警本部生活安全部安全安心推進課長の職にある者をもって充てる。		
4 幹事は、別紙2に掲げる職又はその相当職にある者をもって充てる。			4 幹事は、別紙2に掲げる職又はその相当職にある者をもって充てる。		
別紙2 (第5条関係)			別紙2 (第5条関係)		
区 分	団体・機関等	備 考	区 分	団体・機関等	備 考
県 民	(略)		県 民	(略)	
事業者	広島県住宅建設業団体協議会事務局長		事業者	広島県住宅建設業団体協議会事務局長	
防犯隊 ヲナダ	(略)		防犯隊 ヲナダ	(略)	
学校・P T A	(略)		学校・P T A	(略)	
行 政	国	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所 管理課課長	行 政	国	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所 交通課課長
	市 町	(略)		市 町	(略)
	広島県	(略)		広島県	(略)
		(略)			(略)
	(略)				
			附 則 この規約は、平成25年11月28日から施行する。		